

令和5年第3回（定例）高砂市教育委員会 会議録

日時

令和5年3月16日午後5時30分

場所

高砂市役所南庁舎2階会議室2

出席者

玉野教育長、吉田委員、山名委員、神尾委員、吉屋委員

出席事務局職員

永安教育部長、木田教育推進室長、藤原学校教育室長、三木教育総務課長
四方生涯学習課長、福永学校教育課長、中西学校教育課主幹、北野人事課長

本日の会議に付した事件

議案

- 1 令和4年度末教職員人事異動（案）について
- 2 高砂市立幼稚園、小学校及び中学校の学校園医、学校園歯科医及び学校園薬剤師の委嘱について

協議事項

- 1 高砂市就学援助に関する要綱の一部を改正する要綱を定めることについて
- 2 高砂市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を定めることについて
- 3 高砂市教育委員会事務局等職務権限規程の一部を改正する規程を定めることについて
- 4 高砂市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて
- 5 高砂市立学校以外の教育機関の事務分掌規則の一部を改正する規則を定めることについて
- 6 高砂市夜間中学就学援助費交付規則の制定について
- 7 高砂市夜間中学就学援助費交付要綱の制定について
- 8 高砂市立学校における医療的ケアの実施に関する要綱の制定について
- 9 高砂市立学校及び中学校の学校看護師に関する要綱の制定について

報告事項

- 1 公有財産の所管替えについて
- 2 高砂市教育委員会事業後援について

その他

- 1 4月行事予定について

-
- 議 事 協議事項 2 高砂市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を定めることについて
- 協議事項 3 高砂市教育委員会事務局等職務権限規程の一部を改正する規程を定めることについて
- 協議事項 4 高砂市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて
- 協議事項 5 高砂市立学校以外の教育機関の事務分掌規則の一部を改正する規則を定めることについて

○事務局 (協議事項2、協議事項3、協議事項4、協議事項5について説明)

○教育長 事務局からの説明が終わりました。御意見、御質問はございますか。
なければ了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、了承いたします。ありがとうございます。

議 事 議案 1 令和4年度末職員人事異動(案)について

○教育長 それでは議案の1、令和4年度末教職員人事異動(案)について議題とさせていただきますが、地教行法第14条の7項により、出席者の3分の2以上の多数で可決したときは、公開しないことができるとなっております、公開しないことについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成ということで、令和4年度末教職員人事異動(案)については非公開とさせていただきます。

(非公開のため別途会議録作成)

○教育長 それでは、これより公開といたします。
原案どおり可決といたします。

議 事 議案 2 高砂市立幼稚園、小学校及び中学校の学校園医、学校園歯科医及び学校園薬剤師の委嘱について

○事務局 (議案2について説明)

○教育長 事務局からの説明は終わりました。御意見、御質問等ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
では、可決したということで、次へ移らせていただきます。

議 事 協議事項 1 高砂市就学援助に関する要綱の一部を改正する要綱を定めること
について

○事務局 (協議事項1につて説明)

○教育長 事務局からの説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。いいですか。
それでは、了承いたします。

議 事 協議事項 6 高砂市夜間中学就学援助費交付規則の制定について
協議事項 7 高砂市夜間中学就学援助費交付要綱の制定について

○事務局 (協議事項6・協議事項7について説明)

○教育長 説明が終わりました。皆様方から御意見、御質問を伺います。

○委員 12 ページのところでは、3条で援助費の種類が次のとおりで1から5まであって、それで、14 ページで第3条で同じように1から5まである。そのうちの2番は、修学旅行について対象生徒につき1度とあるのは分かるけど、3番の給食費については、生徒等が負担すべき費用とすると書いておいて、上では援助すると書いてある。これ、給食については生徒等が負担すべき費用と書いているのが理解できなかつたんだけど、どういう意味なんですかね。

○事務局 給食費につきまして、実際に学校のほうに通われる生徒の方が実費で払う部分がございます。その実費部分について援助をさせていただくということで書かせてもらっております。

○委員 給食費については生徒等が負担すべき費用として、費用の分を援助するということ。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○委員 生徒等が負担すべき費用。給食費については生徒が負担すべき費用として。これに対して援助するということね。

○事務局 はい。

○委員 分かりました。

○教育長 どうでしょうか。

○委員 令和5年度から開校するわけですか。

○事務局 はい。

○委員 高砂市からのその進学の生徒はおられるんでしょうか。

○事務局　　まず、姫路市のあかつき中学校は令和5年4月1日開校ということになっております。こちらに高砂市にお住まいの方が1名入学されるということで連絡を受けて、確認しております。

○委員　　その際、これ、まだ案ということで、4月1日から施行ということになっているの、手続等でちょっと臨機応変に迅速に、意見として間に合うんですか。

○事務局　　手続につきましては、4月1日から入学ということでお聞きしておりますが、学校を通じて該当される方に申請書をお渡しするような形でちょっと今考えておりますが、時間的には入学式までにとかいうタイミングがちょっと難しいかもしれませんが、何らかの形で御本人さんの手に素早く渡すようにはしたいと考えております。

○委員　　分かりました。

○教育長　　よろしいですか。

○委員　　ちょっとまだ読み込めてないんですが、援助費の種類、校外活動費、修学旅行費、給食費、通学費は実費が分かると思うんですが、あと、学用品費及び通学用品費というのは、これは運用、上限がこの2万7,000円とかが決まっていて、何を根拠にその出資額を決めるんですか。

○事務局　　学用品費、通学用品費につきましては、資料でまずお示ししております2万7,310円としております。こちらの金額は、現在実施しておりますいわゆる小学校、中学校のお子さんに対する就学援助費と同じ額としております。その部分に金額、内容を基本的には合わせるという趣旨で、この夜間中学校の就学援助費もちょっと制度を考えて設定したものでございます。

○委員　　この関連ですけど、これ、学用品及び通学用品費、校外活動費、全て込みで2万7,310円なんですか。それとも一個一個か2万7,310円なんですか。

○事務局　　こちらの学用品、通学用品、校外活動、全て込みで2万7,310円に設定しております。

○教育長　　どうですか。よろしいですか。意見ございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、了承いたします。

議 事　　協議事項　　8　　高砂市立学校における医療的ケアの実施に関する要綱の制定について

協議事項　　9　　高砂市立学校及び中学校の学校看護師に関する要綱の制定について

○事務局　　（協議事項8・協議事項9について説明）

○教育長　　説明が終わりました。それで、読み込む時間も要るかと思しますので、私から質問していいですか。

32ページの実施状況報書は、これは年度末ですか。そうじゃない？ その都度？ 様式第7号。

○事務局 21ページの（9）のところに記載してあることで、その医療的ケアの実施状況報告書（様式第7号）は、毎月作成して提出ということになります。

○教育長 続いて、33のこれは誰がどのように使うんですか。

○事務局 これも先ほどと同じ21ページの（9）で医療的ケア実施票（様式第8号）を作成しとありますので、学校長が作成することになると。

○教育長 学校長が作成ですか。

○事務局 太枠内は保護者が記入して、医療的ケア及び介助等の実施内容欄は学校看護師が記入。

○教育長 そういうことやね。分かりました。

34は、これは看護師さんが記入するんですね。

○事務局 看護師が記入者で、ケアに当たったときに作成することになります。

○教育長 これは実施年月日だから、1日ごとに書くということですかね。

○事務局 そうですね。それも21ページの学校看護師の役割、第7条の（2）のところで、医療的ケア及び必要な介助等を実施した日における実施状況ですので、そのケア児のケアに当たらなければ作成する必要はないということになります。

○委員 あんまり医療的ケアに関わったことないですけど、理解をしている分で話をします。

34ページの様式に該当するような子供さんがいたとしたら、それに対しての医療的ケア、毎日登校したときからずっとその一日一日の時間的なものを全部、処置をしたしないは別として、全身状態の把握等を、時間に必ず書いて出す。なので、処置したときに、せき込んだとか、苦しそうにしているというような状態の変化が合ったら、それを必ず時間単位で書いていかないといけないし、それに対しての次のケアはどうしたというのも細かく書いていかないといけない。それで、その前のページの33ページの様式は一括してまとめた分を報告するとき用としてあるだけ。

だから、一番大事なのがやっぱり34ページの方であって、35ページの方に関しては、ヒヤリ・ハットとって、いわゆる挿管している患者さんに対して、長く中に入れる、強く吸い過ぎたとか、横のサブの所の吸引をきちんとできなかったとか、あるいはカニューレが入っている方の吸引するときに差し込み過ぎたとか、あるいは圧を強く引き過ぎたとか、そういうやらかなきゃならないマニュアルを飛ばしてしてしまっていたとかね。そういう色んなことの方をヒヤリ・ハットと言うのは書かないといけないし、それで、アクシデントは明らかにもう実際失敗したこと、洗浄するときに液を入れ過ぎたとか、そういうことがあったり、酸素吸引を接続するのを間違っしてしばらく経過を見てしまったとか、そういう実際事故があった時の分をヒヤリ・ハット、アクシデントは必ず報告しないといけないの

で、大体ヒヤリ・ハットのほうが大事で、それなりのことはその都度書かないといけないだろうなと思ったんですけど。

それともう1つ、26ページの分がちょっと分からなくて、この処置とするのは、今回看護師2人を配置すると思いますけど、それぞれの持たれる児童生徒の疾患によって違うと思うのですけれども、どんな疾患の方がおられるわけですか。この吸引と経管栄養と導尿の3つの項目があったとして、医療ケアというのは今この3項目だけしか文部科学省は挙げてないでしょう。

- 事務局 酸素吸入。
- 委員 酸素吸入だから、吸入が結局吸引で、酸素吸入の仕方がマスク吸入じゃなかったら、マスクだったらこれに、医療的ケアをするかしないかの問題も出てくるんだけど、挿管している？ カニューレ？ 酸素マスクだけ？ 鼻だけ？
- 事務局 何もしてない。体調が悪くなったときに、ポンベが学校にありまして、そこに行き行って吸入するという形。
- 委員 だから、酸素使用中だということだけ、使用しなきゃならないという。いないときに、動いたりして低炭素状態になったとき、心臓の手術をしたとか呼吸の、肺の切除をした患者さんに対して容体が悪くなったときの酸素吸入をしようというレベルですね。
- 事務局 はい。
- 委員 だから、この吸入の吸引のところの。2人ともそれだけ？ 酸素吸入？
- 事務局 そうです。
- 委員 その酸素吸入の仕方が、いわゆる鼻のところに入る。それともマスク吸入する。結局喉に詰まったときの鼻なり喉のところの吸入してあげるぐらいだけですよ、レベル的に。だから、それがどのレベルの問題なのかというのは、主治医と話を決めていくといかない。吸引のこの様式2号というのは、口腔内の喀痰の吸引、鼻腔の吸引ですけど。
- これも8・10・12って、マニュアルの中に文部科学省が出されたこの数字、載ってました？ 8・10・12。これは吸引の吸引チューブの太さを書いているんだと思うんですけど。普通だったら大体フレンチと書いて、大きさをフレンチ、太さを書いていると思うのでね。そのことですよ。どれを使ったかということで。カニューレの中にする。カニューレだったって、カニューレの挿入の長さといって今度長さが出てくるからね。これ、多分、8・10・12というのはフレンチの大きさ、太さを書いているんですよ。
- 事務局 この太さですかね。
- 委員 吸引するチューブのね。
- 事務局 はい。
- 委員 何を使う。口腔内の吸引でしたら、太さを書いといたらいいんでしょう。
- 教育長 書いていたら面倒くさいという。

- 委員 いや、だから、どうなんでしょうね。これ、8・10・12、単位も何も書いてないから。フレンチなのか。これを書いといたほうがいいのかもわからない。
- 事務局 そこ、また確認して。
- 委員 しといてください。
- 事務局 はい。
- 委員 ほかのところ、経管栄養とか導尿、その部分は今ちょっと前から間に合うかなど。
- 事務局 はい。
- 教育長 御質問、御意見ございませんか。
- 委員 学校看護師に関してなんですけれども、人数であったり配置の方法、ふだんどこにおられるのかとか、保健室の先生との違いとか、その辺のちょっとビジョンというか、配置の方法を教えてください。
- 事務局 学校看護師につきまして、配置は、今S Aとか介助と同じような勤務体系で、1日7時間勤務で、会計年度任用職員として任用を進めているところです。子供について、やはり状況を確認し、ちょっとついておかないといけないということ、この事業を進めていく中で、いろいろ市長部局とも話をする中でどういう時間単位にしますかということもあったんですけれども、その子供がいるときにはそのそばにいる。学校看護師が学校に来ないときには、保護者がやはりそのときには対応するというようなことも先にこれを進める中で保護者と話をしていきますので、そういう対応になっているということ。
- 委員 学校内でのサポート体制結局、看護師のトイレ休憩とか、その間のつなぎの経過観察をする。その体制がやっぱりすごく大事で、養護の先生と担任とどこまでやるか、それなりのレクチャーを受けたらやっていいことになっていますよね。そのつなぎのほうで大事で、看護師の配置に関しても、結局保護者がいるから看護師が来なかったということだったら、保護者が席を外すときの状態、そこがすごく怖いところで、やはりそれなりの体制、連携をするということがすごく大事なのです。
- 空白時間をつくってしまうと、その状態の把握、状態の変化、慣れて見ないと、明らかにその子らはそういう呼吸状態が悪くなってチアノーゼが出ている子は怖いのはあるので、それは学校へ来るときは分かって来ているけど。本当に共有しとかなないと分からないことがあると、対応の仕方、微妙な変化を見落とすことになるので、そこは難しいです。みんな立ち入っとかないとね。
- 委員 そういう泊を伴う学校行事のときには同行できるんですか。
- 事務局 介助員が泊を伴うときにはついていくというようなことと同じように沿って計画を立てていますので、この学校看護師も泊を伴ったらそういうふうに考えております。
- 教育長 あと、ございませんか。

了承したいと思います。

(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃ、了承いたします。

議 事 報告事項 1 公有財産の所管替えについて

○事務局 (報告事項1について説明)

○教育長 説明が終わりました。御意見、御質問ございますか。よろしいですか。

議 事 報告事項 2 高砂市教育委員会事業後援について

○事務局 (報告事項の2につて説明)

○教育長 事務局より説明を終わりました。御意見、御質問ございますか。いいですか。

○委員 7番の、以前からしているのかなんですか。

○教育長 7番についてはどうですか。

○事務局 こちらも第19回とあるしきなみ子供短歌コンクールなんですけど、毎年上がってきているものになります。

○委員 家庭倫理の会ってどんな会なんですか。

○事務局 社会教育関係団体に所属している団体になっていまして、礼節だったり、掃除とか、そういうことを活動していくというような活動もされている。手元に詳しいのはちょっと今すぐないので申し訳ないんですけど。

○教育長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、そういうことでお願いいたします。

議 事 その他 1 4月行事予定について

○事務局 (その他1について説明)

○教育長 説明は終わりました。

令和5年3月16日 午後6時50分 教育長会議の閉会を宣言
